

# 令和5年塩尻市議会 12月定例会

## 総務産業常任委員会会議録

○日 時 令和5年12月14日（木） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第2号 塩尻市組織条例等の一部を改正する条例

議案第5号 塩尻市地場産業振興センターの指定管理者の指定について

議案第8号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

議案第9号 訴えの提起について

議案第10号 和解及び損害賠償の額の決定について

議案第11号 市道路線の廃止及び認定について

### ○出席委員

委員長	小澤 彰一 君	副委員長	石井 勉 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	小野 芳幸 君
委員	上條 元康 君	委員	赤羽 誠治 君
委員	中野 重則 君	委員	中村 努 君

### ○欠席委員

委員 青木 博文 君

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

---

### ○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君		

午前9時56分 開会

○委員長 ただいまから12月定例会総務産業常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、青木委員から欠席の届出がありますので、御報告いたします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

---

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。本日は大変お忙しい中、総務産業常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案を申し上げております議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。日程そのほかについて、副委員長から説明いたします。

○副委員長 本日は、議案の審査を行います。なお、委員会終了後に議会側案件による協議会を開催いたします。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

---

### 議案第2号 塩尻市組織条例等の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第2号塩尻市組織条例等の一部を改正する条例について議題といたします。説明を求めます。

○企画課長 それでは、議案第2号塩尻市組織条例等の一部を改正する条例について説明を申し上げます。説明につきましては、議案関係資料で御説明をさせていただきますので、ページは19ページからお願いいたします。議案第2号塩尻市組織条例等の一部を改正する条例ということで、まず提案理由です。第六次総合計画の基本戦略を効果的に推進する、それから、将来を見据えた自治体経営を行うということから、このたび組織機構を再編することに伴い、必要な改正をするものです。

2番の概要、条例の新旧対照表は後ほど説明させていただきますが、4の条例の施行等ということで、令和6年4月1日から施行させていただきたいという内容です。

20ページ、組織条例の新旧対照表で説明させていただきます。右側が現行、左側が改正案ということでありまして、この考え方につきましては、先日の特別委員会の際、御説明させていただきましたので、左側の改正案を基に概要を説明させていただきます。

まず一番上の第2条、組織、部の名称は次のとおりとするという内容です。この部全体につきましては、平成15年度から導入してまいりました事業部制がありますが、部長の自律的な組織マネジメントが一定程度定着していることから、このたび名称といたしましては、事業部という名前から部に見直しをさせていただくという内容です。

まず(3)市民地域部、市民生活事業部からの改正ですけれども、持続可能な地域づくりの強化を含めました日常の市民の暮らしの基盤の向上を推進してまいります。

その下(5)農林部、(6)商工観光部です。右側にあります産業振興事業部を改めまして農林部をまず新設し、従来の産業振興事業部を商工観光部と分割いたしまして、部長のマネジメント領域を明確にするものです。

(8)交流文化部、こちらは生涯学習部からの名称変更ですが、社会教育を基盤にしました、えんぱーくを核としたテーマ型コミュニティをはじめ、文化・芸術・スポーツなどを通して市民の交流を促進してまいります。

その下、第3条からは各部の分掌事務です。(1)の総務部につきましては、一部右側の市有財産等について他

の部へ移管しますが、後ほど説明させていただきます。

21 ページ、企画政策部です。オの地域ブランドの向上に関することですが、このたび第六次総合計画の長期戦略に明確に位置づけました地域ブランド戦略に沿いまして、ブランドの構築、アクションプランを策定するというので、ブランドマネジメントの強化を図ってまいります。

キ、人権の尊重及び共生社会の推進に関することですが、従来、生涯学習部で担っておりました人権・男女共同関係につきまして、人権推進担当を企画課に置かせていただきます。人権・男女共同・共生社会の推進の基盤となる業務を移管しまして、全庁的に横串を刺し、けん引する体制を構築したいというものです。なお、人権教育関係は引き続き教育委員会事務局に継続して残すという考え方です。

それから、スの市有財産の総合的な管理及び調整ですが、先ほど申し上げましたが、総務部からの移管でございまして、こちらにつきましては、現在定めております公共施設等総合管理計画に基づきまして、公共施設の総量縮小、大規模改修に向けまして、企画政策部の財政企画運営と連携して強力なマネジメントを行ってまいります。

その下（3）の市民地域部ですが、クの地域自治の振興、ケの移住定住に関することということで、地域づくり、自治振興という業務内容を明確に位置付けさせていただきますし、地域づくり課に移住定住係の新設を予定しております。地域自治、移住定住施策を連携いたしまして、各地区の特色を生かした地域づくりを推進してまいります。

22 ページ、（4）の健康福祉部、イの福祉相談の総合調整に関することですが、新たに新設します地域共生推進課におきまして、各事業部でも窓口業務を行っておりますが、そういった直接の担当課とも連携強化を図りながら、漏れなく相談を受け止める体制を構築してまいります。

その下（5）の農林部は、繰り返しになりますが、産業振興事業部から分割し、農政課、耕地林務課の2課体制といたします。

（6）の商工観光部も同様に産業振興事業部を分割するというので、（5）（6）が部長のマネジメント領域を明確にするものでありますが、その中のカ、市の魅力の向上及び発信に関することということで、現在の観光課にプロモーション機能を拡充いたします。地場産品ブランドと連携をいたしました地域ブランドの外部プロモーションの強化を図ってまいります。

その下（7）建設部ですが、23 ページ、カの市街地及び集落の形成ということで、従来は市街地の活性化ということでしたけれども、その中に集落の形成を明確に位置づけます。地区計画をさらに推進いたしまして、市街地と農山村地域の既存集落の活性化によるバランスの取れた都市機能、コンパクトシティの具現化を目指してまいります。

クの土地利用の調整に関することですが、現在策定を進めております都市計画マスタープランで検討しているところですが、産業系、住宅系の土地利用について、ここで明確に位置付けをさせていただきます。今後の土地利用の転換・促進により人口誘導を図ってまいります。

その下（8）交流文化部ですが、オの協働のまちづくりです。部の名称のときにも御説明しましたけれども、えんぱーくを核としましたテーマ型コミュニティ、文化、公民館活動といった活動・交流のさらなる強化を図りまして協働のまちづくりを推進してまいります。

続きまして、(9) こども教育部です。アの子どもの健やかな成長に関することでありまして、従来の家庭支援課の位置付けを見直しまして、こども未来課として新たな係を新設いたします。こども教育部の横断的な調整を行うとともに、貧困対策、児童発達、家庭相談の支援を強化いたしますし、国が進めますこども家庭センターの設置によりまして、教育部門、母子保健の連携強化を図ってまいります。

エの子どものある家庭につきましては、右側の家庭教育という文言を見直しさせていただきます。これにつきましては、こども家庭庁設置法で規定されておりますけれども、子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向けまして、子どものある家庭の支援等を行うということを準用しまして文言の見直しをさせていただくものです。

オの教育施設及び児童福祉施設に関することであります。教育施設課を新設いたしまして、教育委員会事務局部門、保育園・児童館・小中学校の施設の長寿命化等を計画的に進めてまいります。また、公共施設マネジメント課、企画政策部に移管しますけれども、連携を図りながら市全体の公共施設のマネジメントを強化してまいります。

以上が組織条例の改正ですけれども、引き続き関連の条例改正について説明させていただきますので、24 ページをお願いいたします。こちらは公告式条例の改正の新旧対照表でして、左側の改正案、高出支所掲示場を追加するものです。この条例につきましては、条例の公布等に関して条例で定めるものでありまして、その条例を公布する際の掲示場について規定した別表の高出支所掲示場の追加となっております。

25 ページ、支所の設置等に関する条例の新旧対照であります。これも今お話しした内容と同様に、高出支所を現在の公民館機能から格上げしまして、支所として位置づけます。したがって、別表左側の改正案にありますとおり、高出支所の名称、位置、所管地域を追加するものです。

26 ページ、一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でして、こちら左側の改正案、別表第3の改正です。こちらにつきましては、冒頭申し上げました事業部制の廃止に伴いまして副事業部長の位置付けが変わりますので、その文言を削除するという内容です。表といたしましては、職務の級、6級の中に、右側、次長及び副事業部長の職務とあるものを、副事業部長という文言を削除させていただくという内容です。

組織条例をはじめ、関連する条例の改正についての説明は以上になりますけれども、現在、課以降の組織の名称、また事務分掌については、並行して年明けの組織規則の改正に向けて準備を進めているところですので、よろしくをお願いいたします。説明は以上になります。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** 共生係の変更ですけれども、多分細かく部署が分かれていくのだろうと思うのですが、その辺詳しく教えていただけますか。

○**企画課長** 今の御質問は人権・共生の件ということでよろしいでしょうか。福祉のほうでしょうか。

○**中村努委員** 今共生係でやっている仕事がどういうふうに変っていくのか。

○**企画課長** 現在、社会教育スポーツ課におきまして共生推進係を設置しております。具体的に申し上げますと、企画部門につきましては、先ほど申し上げました横串に刺す部分、それからけん引する部分を移管するということが調整を進めております。具体的に候補として上がっているものが、企画政策部に移る関係が人権擁護協議会や委員の関係、それから男女共同参画の審議会や条例の関係、そういったものがメインで移ってくる予定という

ことで調整しております。あとは教育委員会の残る部分については、啓発等の人権教育といわれる部分が現在の社会教育係のほうに残るということで、現在調整させていただいております。

○中村努委員 まず今、男女共同参画に関わることは、市民が主体になってやっている事業が結構あると思うのですが、その辺も今度、企画課のほうに移っていくということですか。

○企画課長 内容については、今後しっかり精査していきますけれども、委員がおっしゃられた市民が関わる部分、例えば豊かな心を育む集いですとか、あと、女と男のワーキンググループ等の活動も行っているということは承知しております。そちらにつきましては教育部分に係るものもありますので、基本的には連携を図りながらやっていくということでありまして、その辺の詳細については、また今後詰めていきたいという状況であります。基本的には、根幹となる部分は企画部門でけん引をしていきたいということで、今後調整を図ってまいりたいと考えております。

○中村努委員 もう1つ確認なのですが、今、DV関係の相談が共生係だと思うのですが、それはどちらに移りますか。

○企画課長 現在、共生推進係で行っております女性相談という機能があります。こちらにつきましても、先ほど申し上げました福祉課でその相談業務の拡充も図っております。ですので、私たち企画課、それから福祉課、それから社会教育スポーツ課と現在並行して協議を進めておりまして、どこで受け持つことが市民目線に立って一番分かりやすいかという観点で協議を進めておりますので、今後、詳細については詰めさせていただきたいと考えております。

○中村努委員 これは要望なのですが、市民が事業に直接関わったり、相談に来たりというときに、市役所の3階というのは少し行きづらいという気はしますので、市民の方々の主体的な活動がしやすい場所等の検討はぜひお願いしたいと思います。取りあえずいいです。

○委員長 ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 1点、お願いしたいんですけど、ほかにも何点か、取りあえず1点目。ゼロカーボン、GXの推進プロジェクトが農林と商工観光部でグリップするということですが、これは組織図を見ると、ここに1つ枠出ししてありますが、プロジェクトとして常に機能している、そういう意味合いですか。

○企画課長 こちらのゼロカーボン、GX推進プロジェクトについては、今回の条例には出てきませんが、先日の特別委員会において図として示させていただきました。これは当分の間、常設する組織ということで、現段階では組織規則におきまして当分の間設置するという、現在ですと、先端産業振興室ですとか、そういったプロジェクトという位置付けで組織に明確にうたっていく予定です。業務内容につきましては、現段階での想定でありますけれども、環境マネジメントの地球温暖化対策等根幹的なものですとか、再エネ、省エネ、それから環境審議会、そういったものを中心に横串に刺すプロジェクトチームということで位置付けていく予定です。したがって、現在の生活環境課の環境係で担っている部分の根幹の部分、これをこちらのほうに移管しまして、残りの部分は生活環境課の環境係に残していく。根幹の部分の移しながら部局横断の組織体制を構築してまいりたい、そのように考えております。

○赤羽誠治委員 分かりました。職員体制というのは、もう決まっていますか。

○企画課長 人事の関係は、ほかの組織全般についてもそうなのですが、現在、詳細について担当課と私

たち企画政策部門ですり合わせをしております。それが完了した段階で、総務部ともこのような業務体制でという情報共有をさせていただきながら、人員配置のあるべき姿を決定していくと、そんなことを想定しております。

○赤羽誠治委員 結論としては、そこに人員を配置して推進していくという形で認識しておけばいいということですか。

○企画課長 専属の職員を置くということで要望していきたいと考えております。

○赤羽誠治委員 議案関係資料の 26 ページ、副事業部長が来年からなくなりますよね。それで、副事業部長イコール次長ではないので、要するに今現在、副事業部長の人は 4 月からはなくなってしまうと、給料面とかそういうものでいろいろ、今年と 4 月以降と差が出てしまうのですけれど、その辺のところは何か考えていらっしゃいますか。

○企画課長 事業部制導入に至りましては、事業部制ということを敷いたものですから、副事業部長という形で、こちらの給与に関する条例については位置付けをしてまいりました。しかしながら、現在、政策調整プロジェクト会議といった横断的な位置付けで協議をいただいている立場でもありますし、事業部制導入の一つの目的であります政策立案について、各部の立場で議論を進めていただくという立場でありますので、これも詳細を詰めますけれども、副事業部長という肩書はなくなりますけれども、事業部から部というふうに変わりますので、位置付けは次長という職を想定しております。給料体系については、26 ページの新旧対照表に掲げてありますとおり次長ということで、6 級の職種の給料体系になると考えております。

○赤羽誠治委員 わかりました。

○委員長 いいですか。

○小野芳幸委員 今回、組織が変わるという形で、課まで大きく変わると思うのですが、これから令和 6 年度に合わせて予算編成が始まっていくと思うのですが、その予算編成をやるときに、旧来の組織の形でつくられるのか、新しい今回の想定されるところでつくられるのか。多分 3 月の定例会が予算を中心にして行われるものですから、いろいろ分からないところとか、そういうところを聞く場合に、こういった形で担当職場に聞けばいいかということでお伺いしたいと思います。

それと、あと 1 点ですけれど、先ほど人事の件の話が出たのですが、この人事の件というのは、大体 3 月の予算の時期に新しい人事の方がそこにいるという前提で、その方がいる頃になるのかという、基本的なことなのですが、お答え願えればありがたいです。

○企画政策部長 くしくも本日から新年度予算の企画政策部長査定が始まっています。各事業部ごとに費目ごとの予算積上げを査定していくので、3 月までは現在の枠組みの中で予算の査定を行っていく。当然、組織の改変を見据えた事業提案、事業の移管を意識しながら編成をして、3 月に向けて事業の異動、費目の異動等もできましたら組織に合わせた調整等を行っていくということであります。

人事につきましては、3 月末に人事の内示が出ますので、それ以降に引き継ぎということになりますから、今年度代は新たな職員が 4 月以降の業務に関わるといったことはないと思います。

○小野芳幸委員 では、簡単に言うと、3 月までは今のある組織の中で今までどおりにいろいろなところをフォローして問合せとかをしていいということで、その後はいろいろとあるかもしれないですけど、現時点のところをフルに使っているところとフォローさせていただきたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 今回のことに関連するのですが、事業部制の中で、たしか言葉としては包括予算と言いましたか、事業部ごとの自主性が生かされるような予算付けで、ある程度事業部の中で融通を利かせながら予算執行していかれるという形というふうには私は理解しているのですが、それは今後も変わらないということによろしいでしょうか。

○企画政策部長 事業部制の大きな効果の一つとして、包括予算制度を用いた事業部の中の査定なしの事業のやりくりなど制度が機能してきましたので、これは事業部の名称がなくなっても、このまま本市の特徴として継続してまいりたいと思います。

○中村努委員 別のことなのですが、支所の設置の条例改正が出てきたので関連してお聞きしたいのですけれども、以前は、区長さんたちは行政連絡長という身分が与えられていて、それは市長が定めた行政区の云々というのが条例の中にあつたのですけれども、市長が定めた行政区というものがどこなのかということがどこにもなかつたのです。今、行政連絡長という制度はなくなつたのですが、行政区という言葉というのは、まだ生きた言葉として残っているのかどうか、その辺いかがでしょうか。

○企画課長 行政区というのは、まだ生きている状況でございます、例えば 25 ページの支所の新旧対照表を御覧いただきたいと思いますが、今回、塩尻市高出支所を追加させていただきました。そこで広丘高出の一部ですとか、堅石の一部、そういった一部という表現があります。これにつきましては、行政区の管轄範囲と実際の住所地、その違いによってこの一部という表現が使われております。したがって、例えば塩尻市高出支所の所管区域の中に、大門の一部ですとか棧敷の一部ということがあります。これは大門の住所地でありながらも高出地区という行政区の中に含まれているので、地籍は大門でありますけれども、高出の地区の行政区の中に入ることによってこのような規定をさせていただいておりますので、考え方とすると継続しているということで認識しております。

○中村努委員 そうすると、厳密に、例えば吉田などは一区から五区とあって、住所の表示の中に一区とか二区とか分かれてはいるわけではないので、番地で行政区を分けなくてはいけないということがあるのですけれども、番地ごとの明確な行政区の区切りというものがないのですけれども、それは整備できないものなのか、いかがでしょうか。

○企画課長 確かに地番と行政区で、どこで線を引くかという考え方はあるかと思いますけれども、今回の条例改正に当たりまして、全庁的に把握している行政区の地図をしっかりと確認をして、今回の支所の設置条例については、こういった一部という表現で確認をさせていただいておりますので、そういった行政区と住所地の違いは当然ありますし、行政区の範囲というものも明確に位置づけられていると認識しております。

○中村努委員 そうすると、文面ではないけれども、地図上の表示というのが正式なものであって、例えば新しく家を建てられたとか、そういった方がどこの行政区に入るかということの区長さんから問合せがあつたときには、それが正式な書類として提示されるという理解でいいですか。

○企画政策部長 これは本市の長年の課題でありまして、本会議でも度々取り上げられています。例えば広丘堅石の 2145 番地の枝番というのが何百もありまして、その中のほとんどが高出という区分になっています。これについては、通学区等の関係から非常に慎重に判断するということから、地番ごとの行政ごとのコードを振った一

覧表がありますし、新たに転居してくる場合は地図で位置を示して、しっかりと判別をしていくような作業を大変慎重に進めているという手順を現在取っております。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

私から1点、こども教育部に関することで前から疑問に思っていたのですけれども、保育の関係というのは福祉の分野であり、それがこども教育部という教育関係の中に入っているのですが、これは今回、何か議論があつてこういう整理をされたのでしょうか。

○企画課長 こども教育部につきましては、辞令を出す上での話なのですけれども、市長部局の辞令ですとか、一部教育委員会発令の辞令、それから福祉事務所の辞令といった複数の辞令を出しております。それぞれの事案によって、そういった発令元が変わってきますので、業務に応じて柔軟な対応をするという形で進めているのが現状であります。

○委員長 具体的に言うと、例えば認定こども園というのは、学校と保育という両面を併せたものです。今度はこちらこども家庭庁というのができるので、そういう所管になっていくと思うのですけれども、市としてどちらかというところと教育のほうにそれを全部くくっているというイメージなのでしょうか。

○企画課長 教育委員会事務局、特に先ほど委員長御発言されました保育園機能というのは、ここ数年の時代の中で、認定こども園ですとか幼児教育無償化の関係もそうですけれども、非常に変化が大きい状況であります。市長部局、教育委員会事務局といったことが非常に複雑に入り組んでいる状況でありますので、それを一体的に網羅するということが、明確な線引きは恐らくできないのではないかとこのように考えております。したがって、両方の立場でその入り組んだ複雑な制度について対応していく。そういうことに基づいて両方の辞令を発令しているという状況だと考えております。

○委員長 分かりました。ほかにありますか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第2号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市組織条例等の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第5号 塩尻市地場産業振興センターの指定管理者の指定について

○委員長 次に、議案第5号塩尻市地場産業振興センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、議案書の関係ページ及び議案関係資料の35ページをお願いいたします。議案第5号塩尻市地場産業振興センターの指定管理者の指定について説明させていただきます。提案理由につきましては、

塩尻市地場産業振興センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要につきましては、塩尻市地場産業振興センターの指定管理者に、次の者を指定するものでありまして、施設の名称、施設の所在地等は記載のとおりとなっています。指定の相手方につきましては、住所地は所在地でありまして、一般財団法人塩尻・木曽地域地場産業振興センター、理事長百瀬敬になります。指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

指定管理の対象となります塩尻市地場産業振興センターは、地場産業の振興及び地域の経済の活性化を図ることを目的に、旧榑川村時代の平成6年4月に開設しました。開設時からの愛称を木曾くらしの工芸館といいまして、地場産業振興の拠点施設として今日まで塩尻・木曽地域の産業地域の産業振興に寄与してきています。平成11年8月には、道の駅木曾ならかわに指定されたこともありまして、来館者も増加する中で、施設で販売する物産品の充実やレストラン、喫茶の設置など、快適な休憩のための場の提供も行っております。令和4年度の来客数になりますが、レジ通過者、物を購入された方ベースでは約5万2,000人、同伴者を含めると10万人以上の方が訪れている施設となっています。

指定管理者の公募につきましては、施設の設置目的、提供するサービスの専門性、特殊性から、特定の団体が保有する専門的なノウハウによる管理運営が必要と認められることから非公募とし、平成31年から今日まで指定管理者となっております一般財団法人塩尻・木曽地域地場産業振興センターを候補者といたしました。11月15日に指定管理者選定審査会を開催し、プレゼンテーション、質疑、審査を経て、候補者として選定されましたので、本議会で議決を求めるものです。私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○赤羽誠治 これは非公募ですね、いいです、それは確認でしました。直接地場産センターと関係するかどうか、疑問なところもあるのですが、あそこに京王電鉄の新宿行きのバス停があります。その関係の利用というのは分かりますか。

○産業政策課長 利用者数につきましては、承知しておりません。

○赤羽誠治委員 あそこにバス停を設置するという点に関しては、どのような契約というか内容であそこにバス停があって、あってはいけないということではなくて、せっかくあいうツールというか、ものがあるので、もっといろいろな、東京から人を呼び込めるとか、あるいは外国人が使うとか、そういうようなことで相乗的に地場産センターの利用も、まあ爆発的には増えないのかもしれないけれども、そうは言ってもそうやって増える中で、口コミだとか、いろいろなSNSのサイトがありますから、そこからの情報発信ということもあるので、その辺のようにお考えかと思ってお聞きしたのです。もし部長からあれば、お願いします。

○産業振興事業部長 委員が御指摘のとおり、あそことあともう1つ、木曽の大橋のところの停留所で活用されています。感覚的なことを言ってしまって申し訳ありませんが、あまり利用者数がない割には、インバウンドの方々使っているという話を聞いております。観光課で京王とはいろいろ関係していますので、まず、どういう経過であそこに設置したということも再度確認させていただきながら、委員から御提案があったようなことも、今後、共に研究して、できればツールとして活用できるものがあればしていきたいと考えております。

○赤羽誠治委員 新宿駅の西口、京王がやっているアンテナショップに塩尻市は入っています。そうすると、京

王電鉄のバスを使って、そこから誘客というのは、すごく効果的にできるのではないかと思います。そのところに関してはこれと問題が違うので、今日のところはいいですけども、そういったものを利用しながら、地場産センター及び木曽地域に誘客を図るような、そういうものも考えてやっていただければと思います。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 これも地場産センターと直接関係がないかもしれないのですが、急にコンビニエンスストアが移転してしまいました。結構、住民の皆さん、不便に感じていられているという声をよく聞いていて、要は道の駅の中にコンビニがあったほうがいろいろな面でよかったのと思うのですが、事前にそういう相談がなかったかということと、移動した後のコンビニエンスストアの用地というのは、どういう扱いになっているのか教えてください。

○産業政策課長 確かにコンビニエンスストア移転したということは承知しています。移転につきましては、私どもに対しては事前に話等はなかった、センターの職員には確認はしていませんけれども、なかなかなかったのかなという状況であります。ただ、後で聞いた中では、建物等が老朽化しているような状況の中で別の場所に移ったというようなことは、事後報告的な形で伺っています。今回、確かに地場産センターの中にもコンビニに近いような機能等があればというお話もありましたが、コロナ中も大規模改修等を行う中で、極力地元の方に買っていただけるような日用品、例えば野菜ですとか食料品の充実等も図る中で、コンビニとまではいきませんが、週末には弁当等も販売するような形式を取っています。極力地元へ寄り添えるような施設として、徐々に中身を変えてきているような経過はあります。また、跡地利用につきましても民間個人の土地になっていますので、今現在は公募をかけているような状況と把握していますので、その経緯は見守っていきたいと考えております。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 1点だけ。地場産センターのワイン、それから日本酒、あの品ぞろえは市内が一番だと思うのです。観光センターも結構あるのですけれど、地場産センターも量やラインナップに比べたら相当なものです。例えば、ソムリエではなくてもいいので、ワインエキスパートだとかそういう資格を持った人が、来たお客さんに、そういった塩尻のワインのよさだとか、あるいは日本酒、これは木曽のものも使っているのですが、それはあそこの建物が設置された経緯がそういうことなので、塩尻だけのものということでは決して考えてはいないのですけれども、せっかくあれだけのものがあるので、もっとそういう形で。車で来るから、試飲ということはなかなか難しいかもしれない。でも、車で来ない方については試飲もできたりしますので、そうすれば、中のいろいろなものの販売の効果が上がったりだとか、ほかのものを一緒に合わせて買ってくれるという効果もあるのですが、その辺の人的な充実というのは何か図られているのでしょうか。

○産業振興事業部長 委員御指摘のとおり、これは私の個人的なものもあるのですが、地場産センターの職員がワインとか日本酒のそういう知識を得て、そういうものを出しながら売るというのも一つ利点になるのかと思って、そのようなことを地場産センターの職員とも話をしたこともあります。それから、入れている事業者によってなのですが、たまに、ワインの醸造所から職員に来ていただいて、試飲をやっていただいたりということは取り組んでおります。これは、木曽の酒蔵の方も都合がつけば出てきてもらっていますので、まさに造り手の思いをユーザーに直接話しかけて買ってもらうようなことをやっております。事業者は、どうしても小規模な事業者が多いものですから常駐というわけにはいかないのですけれども、そのところはセンターの職員及び造り手の

会社と、今後も積極的に展開していきたいと考えております。

○赤羽誠治委員 造り手の顔が見えるとか、そういうことは非常に大事なことであり、それと併せて塩尻の情報が発信できるので、恐らく情報は発信していると思うのですが、もっと効果的な情報の発信の方法といえますか、仕方を考えていただいて、あそこに人が集まるような、そんな感じのことを考えてもらえればと思います。私の一つの案としては、定期的なワインバーを開催するとか、毎日ではなくて、というようなことも一つのアイデアだと思います。開設をしるということではないですけど、そんなことも考えながら、いろいろな形でお客さんに来ていただいて、あとは宿場町の方に流れてもらうとか、奈良井宿に流れてもらうとか、そういう流れ、人流といえますか、そういうことを考えていくところも地場産センターの役割として、しっかりやってもらいたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

私から。あそこにシアターがあります。本来、あれをつくった目的というのは、多分あそこに観光バスで来た方々が一定の時間のプロモーションビデオというのか映像などを見て、例えば飛騨高山とか、あるいは上高地とか軽井沢とか、かなり広範な観光宣伝をするというのが本来の目的だったと思うのですが、現在、どのように活用されているのか、今後の見通しというのは何かお持ちなのでしょうか。

○産業政策課長 委員長御指摘のとおり、あの施設の中で一番、今現在も活用されていないというか、稼働率が低いのがシアターの部分になっていることは承知しております。これにつきましては、財団と市とも、研究等、会議の中で活用法を見出している最中という状況になっています。定期的に行っているのは、来ていただいたお客様に対して、常に木曾平沢ですとか奈良井の映像を流して見ていただくとか、そのような取組もしております。また、今後、シアターの活用方法もそうですけれども、木曾漆器に関わる公共施設等も幾つかありますので、そういった中の利活用も含める中で、より活性化できるような策を検討していきたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。ほかにありますか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第5号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻市地場産業振興センターの指定管理者の指定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第8号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

○委員長 次に、議案第8号松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

○企画課長 では、議案第8号松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について説明さ

させていただきますので、こちらも同様に議案関係資料の38ページをお開きください。提案理由ですが、松本広域連合広域連合長から協議を求められまして、処理する事務及び規約の変更について、自治法の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものです。

概要につきましては、広域連合の処理する事務のうち、広域的なごみ処理の対応に関する事務を削るということで、施行については令和6年4月1日から施行するという内容です。

具体的には新旧対照表になりますが、御説明の前に、これまでの経過について若干概要を申し上げたいと思います。まず、平成10年、ごみ処理広域化計画の策定会議というものが松本市を事務局として設置されまして、ごみ処理の広域化を進める動きがありました。本市においても、そこに構成市として参画をしております。その後、平成11年2月に広域連合が発足されたことに伴いまして、後ほど説明させていただきます、ごみ処理の関係が規約に定義されたということです。

変更の理由ですが、主なものにつきましては、松本地域ごみ処理広域化推進協議会、こちらは松本地域振興局が担当しておりますけれども、平成23年2月を最後に開催がされていないという状況で、形骸化してきている状況です。それに加えて、現在、ごみ処理の関係ですが、御承知のとおり、松本市をはじめとした松本西部広域施設組合、穂高広域施設組合、両組合において新たな計画を策定しまして、現在、施設整備をはじめ、計画が具体的に進んでいるという状況であります。したがって、既に協議会自体が開催されてきていないという状況を踏まえまして、今回、松本広域連合におきましては、新たな広域計画という見直しを令和6年度から令和10年度までの広域計画の見直しをするということに合わせまして、規約も、ごみ処理計画というものを削除し、広域計画にもそれを盛り込まないタイミングだということで、今回、協議の依頼を受けたものです。

それでは、具体的に規約の変更の内容について御説明申し上げますが、新旧対照表39ページを御覧いただきたいと思います。第4条、右側の現行ですけれども、広域連合の処理する事務ということで、(10) 広域的なごみ処理の対応に関する事務、こちらを左側の改正案としまして削除させていただきます。その下、第5条、先ほど申し上げました広域計画の項目といたしましても、(8)に同様の記載がありますけれども、今回の令和6年度からの広域計画の見直しで、この項目も記載をしないという内容です。その下、別表第1、こちらにつきましては松本広域連合の運営費、特に総務費の関係ですけれども、構成市村から負担金を頂く根拠であります。その中の処理事務に、同じく右側の現行5、広域的なごみ処理の対応に関する事務というものがありますので、それを削除させていただき、次のページ、40ページにわたるまで、削った部分を1項目ずつ繰り上げるという内容となっております。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第8号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第8号松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第9号 訴えの提起について

○**委員長** 次に、議案第9号訴えの提起についてを議題といたします。説明を求めます。

○**建築住宅課長** 議案第9号訴えの提起についてをお願いいたします。議案関係資料で御説明させていただきますので、41ページを御覧ください。まず、提案理由につきましては、市営住宅の明渡し等の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、概要です。訴えの相手方につきましては大和実氏。現在、片丘地区に在住の方です。滞納家賃の額につきましては45万7,300円、およそ家賃35か月分となっております。

続きまして、訴えの要旨につきましては、相手方は、市営住宅に居住していないことが明らかでありまして、かつ、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しております。再三にわたる催告にも関わらず、これを支払わなかったため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害金の支払いを求めるものです。相手方は、平成19年8月から市営住宅西条団地に居住しておりましたが、退去手続等を行うことなく無断で退去し、民間賃貸住宅を経て、現在は県営住宅君石団地に居住しております。市営住宅西条団地には、家財等が置かれた状態となっているものです。相手方に対しましては、これまでに明渡し及び滞納家賃の支払いについて、再三にわたり催告してきておりますが、まだ履行されておられません。

4番の訴訟遂行の方針といたしましては、アとして、相手方が市営住宅を明渡し、当該訴えに関する一切の債務を解消する旨の申入れをし、かつ、それらの履行が見込まれる場合は和解をするものです。イといたしまして、判決の結果、必要がある場合は上訴するということになります。

議決をいただいた後には、弁護士と連絡を取りながら長野地方裁判所へ提訴し、まずは市営住宅から退去いただき、市営住宅の入居が必要な方へ入居が提供できるようにしてまいります。そして、滞納家賃等につきましても、ほかの入居者と公平性が保たれるよう、入居者としての義務を果たしていただくよう努めてまいります。私からの説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** 西条団地に住んでいたことはあるのですか。

○**建築住宅課長** 先ほど申し上げましたが、平成19年8月から市営住宅西条団地に居住していた方です。

○**中村努委員** その方が、実際に民間の住宅に住むようになったのはいつ頃ですか。要するに、西条団地から転居されたのはいつですか。

○**住宅担当係長** 私から説明させていただきます。令和5年4月に確認はいたしました。

○**中村努委員** 君石の県営住宅に入居したのはいつですか。

○**住宅担当係長** 君石団地に入居したのは今年の10月です。

○**中村努委員** 令和5年10月ですか。県営住宅も、住居がないということが入居条件になると思うのですけれど、これはどうして県営住宅の審査が通ったか理解ができないのですが、その辺の原因は分かっていますか。

○**住宅担当係長** 県営住宅に入れた経過ということで、通常でしたら、おっしゃるとおり、公営住宅から公営住宅というのは入居できません。ただし、今回の場合、勝手にと言いますか、一旦、民間を経ているということで、県営住宅の担当に聞いたところだと、民間を追い出された感じだったようです。そういったことで、住居に困窮しているということで、県営住宅に入れたという経過です。

○**中村努委員** 実際はそうだととしても、西条団地に入っているという契約になっているのです。どうしてそれが住居がないということに当たるのかどうか理解ができないのですが。

○**住宅担当係長** 住所自体は、市には住所があるということですが、住所の提出届等は勝手にしたということで、そういった通報はこちらには入ってこないものですから、こちらでは把握していなかったということで、住所は、一旦、吉田の民間住宅に移っているということです。

○**中村努委員** 県営住宅も市営住宅も、こういった入退所は住宅供給公社に委託しているのです。同じところがやっていて、公社はそういうことが分からないのですか。

○**住宅担当係長** 基本的には個人情報になりますので、こういった滞納等について、それぞれの担当部署でのやりとりはしていないということです。

○**中村努委員** 住宅供給公社のこういったことはずさんではないかと思います。もう1点ですが、この市営住宅の保証人に対する保証人の責務と、どういう対応をされたのか教えてください。

○**建築住宅課長** 市営住宅等の保証人につきましては、通常の賃貸住宅等の場合は連帯保証人になっておりますが、私ども塩尻市の場合は、普通の保証人ということになっております。今回の場合もそうですが、保証人等を確認いたしましたところ、御本人の御親族がなられているようで、ただ、かなり御高齢ということもありまして、確認をさせていただいた中では、民間のところへ引越したという情報もそちらから得られたということですので、保証人との接触はさせていただきながら進めているという状況です。

○**中村努委員** この保証人の関係は、従来から捉え方が二転三転しているような気がします。最初は身元保証人程度で債務の責任は負わないとか、それまで含んでいるのだとか、そういう認識が一貫していないような気がするのです。今の市営住宅の保証人というのは、今の答弁でいくと、債務は保証しなくていいということになっているのですか。

○**建築住宅課長** 保証しなくていいということではなくて、連帯保証人と普通の保証人とでは責任の重さが少し違っていることです。保証人は債権者の請求に対しまして、主債務者へ先に請求をするような主張ができるという、これは催告の抗弁権というそうですが、私も詳しくないのでその程度しか申し上げられませんが、保証人は債権者から請求を受けた場合に、まず主債務者が破産あるいは行方不明でない限り、場合においては先に主債務者へ請求するように主張ができるということになっておりますので、通常の連帯保証人と同じような考え方ではない。連帯保証人は、連帯して保証するということになりますので、主債務者と同列で責任を負わなければならないということですが、保証人は催告の抗弁権がありますので、先に主債務者に請求するようという主張ができるということです。

○**中村努委員** 要は、主な債務者に対して払ってくださいと言うことはできるけれども、その債務自体は負わないということですか。

○**建築住宅課長** 負わないというか、本当は負っていただいて、債務保証をしていただかなければいけないので

すけれども、それぞれの状況もありますので、私どもが取り立てることができない場合もあります。したがって、私どもはお願いしておりますが、先にそちらへ請求してくれということで、今主張をされているということです。

○中村努委員 その辺が、多分監査でも指摘されていると思います。保証人の責務を明確にすべきだということは、法律的な話で、債務まで保証しなければいけないのか、それまでは負わないのかということは、保証人を決める際に保証人と、こういう保証をしてくださいという契約があるはずで、それがはっきりしていないということですよ。今現在、市営住宅の保証人の保証の範囲というのはどこまでということになっているのですか。

○建築事業部長 明確な回答になっていませんけれども、先ほど課長が答弁したものは、取りあえず通常の保証人ということで、身元がまだ今のところは分かっている。身元が分からなければ、当然保証人ですので、この場合はお母さんがなっているのか、お母さんのほうへ支払いの義務があるということで、私どももそちらへ取立てをするのですけれども、今回、本人の身元も分かっていますし、通常、接触もできているということで、本人へ支払いの関係を請求しているといった形で対応しています。もう一度、先ほどの契約の関係もありますので、もう少し整理しまして、明確な回答をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○中村努委員 ついでですけれども、現在、入居のときの保証人が実際にいるのかどうか、ほかの人も含めて。そういったチェックをされているかどうかということも教えていただきたいと思っております。入居のときに保証人になったけれど、もういないとか、亡くなった方がそのまま保証人のままでというような話をたまに聞くものですから、その辺の実態を教えていただきたいということと、市営住宅という住宅の性質上、入りたい方が保証人で困るということはたくさんあるのです。あってもなくてもいいような保証人だったら、もう県営住宅は保証人はいないということにしているのですから、市営住宅もそれに倣っても、私はいいのではないかと考えていますので、またその辺の見解も教えてください。後でいいです。

○委員長 よろしくお願ひします。ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 西条の団地の家屋の中には、この方の家具・家財が入っているということですか。

○建設住宅課長 先ほどお説明させていただきましたとおり、現在、家財等が中に入っている状況です。

○赤羽誠治委員 それについては何か処理というか、処分ではなくて処理できるということはないのですか。

○建設住宅課長 そういうことをいたしますために、今回、訴えの提起をいたしまして、裁判所から判決を頂く。それをもちまして、強制執行という形を取りながら、その辺のところを処理していくということになります。

○赤羽誠治委員 中村委員からも話があったように、契約の内容としてはそういうことは何もうたっていないし、判決が出なければ、そういう強制的な執行はできないという理解ですか。

○建設住宅課長 委員おっしゃるとおりでして、やはり個人の所有物になりますので、その辺はそういうものがないとできないということです。

○赤羽誠治委員 契約にそういうことはうたい込めないと、そういうことでいいですか。

○建設事業部長 私から答弁させていただきますけれども、この相手方については、一度市営住宅に入居した契約があります。それ以降、退去手続がないということで、契約上はまだ入居している状態になっているのです。実際に住んでいる実態がないので、明渡しをしていただきたいがために、今回ここで訴えの提起を起こしまして、裁判所からその結論を頂きたい。そこで明らかにもう退去して実態がないという結論が出れば、私どもは代執行

という形で行政執行の手続に入るといった法手続になりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○古畑秀夫委員 先ほど中村委員の質問で、いろいろ整理してということですが、これは平成 19 年に入居して何年かは払ってきて、それでいつからいつまでが滞納で。これは約 3 年ですよ。45 万幾らというお金はいつからいつの滞納分なのか、その辺のところもはっきりしてもらいたいと思います。

○建設住宅課長 この方につきましては、令和 2 年頃から滞納が出てきているという状況です。

○古畑秀夫委員 それで、令和 4 年頃には出ているということですか。民間に行ってしまったと。

○建設住宅課長 委員おっしゃるとおり、現在外に出ておられますので、その間も続いておるといことです。

○委員長 ほかにありますか。

○上條元康委員 市の基準の中に、何か月滞納したら催促するのだという、何かそのような基準があるのですか。

○建設住宅課長 市の条例規則によりまして、3 か月以上滞納した場合にはということになっております。

○上條元康委員 では、3 か月たったときにもアクションを起こされているということでしょうか。

○建設住宅課長 現在、管理代行をお願いしております長野県住宅供給公社において対応をしている状況です。

○委員長 ほかにありますか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 9 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 9 号訴えの提起については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第 10 号 和解及び損害賠償の額の決定について

○委員長 次に、議案第 10 号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

○公共施設マネジメント課長 それでは、議案第 10 号和解及び損害賠償の額の決定について、議案関係資料 42 ページにて説明させていただきます。1 の提案理由につきましては、和解を成立させ、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

2 の概要についてですが、(1) 本案件の和解の相手は塩尻市大字広丘吉田 1044 番地 2 の株式会社チンタイバンク、代表取締役小松稔氏です。

(2) 事件の概要としましては、令和 4 年 3 月 17 日付、本件に係る市有財産売買契約書を締結し、令和 4 年 3 月議会において財産の処分について議決を経て市が相手方に売却しました塩尻市大字広丘野村 1503 番 7 の土地、この土地については旧藤牧建設工業株式会社の跡地で、故人の遺言により御寄附いただいた土地になりますが、この土地において売買の契約時に確認できなかった埋設物が売却後の造成工事中に発見され、この処分費用として 308 万円を請求されたものです。

経過に関しましては、先月 11 月 13 日に行いました議員全員協議会において若干説明いたしました。昨年、

令和4年8月に、相手方より賃貸住宅建設の工事を行っている中で埋設物が出てきたとの連絡を頂き、現地を確認するとともに、処分に関して相手方と協議を行ってきたもので、今回、相手方との費用負担等の和解の条件の折り合いがついたことから、上程させていただいたものです。埋設物の内容に関しましては、下段の（参考）の表にありますように、燃え殻混合土など、合計で22立米となっております。

（3）損害賠償の額としましては、請求があった308万円の半分の154万円としているものです。

（4）和解の要旨としましては、ア、市は相手方に対して、本件の解決金として損害賠償の額を支払う義務があることを認め、令和5年12月29日限り、相手方代理人の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は市の負担とする。イ、相手方は市に対するその余の請求を放棄する。ウ、市及び相手方は、市と相手方との間には、本件に関し本和解条項に定めるものほか、何らの債権債務がないことを相互に確認しているものです。

なお、本案件とともに、今12月定例会の一般会計補正予算に、本件の解決金としての154万円とそれに係る弁護士委託料を計上しているものです。私からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 内容については理解をしました。たしか売買契約を結んだときに、市の予定額より大分高く購入していただいたような記憶があって、今回こういうことで、先方もこのことで納得されているという理解でよろしいですか。

○公共施設マネジメント課長 そのとおりでございます。委員おっしゃるように、これで合意をしたということで、合意書を取り交わす段階になって、それについては議会の議決が必要だということで上程させていただいた次第です。

○委員長 ほかにありますか。

私のほうから。これは寄付を受ける際に、そうした埋設物があるということは何か御説明などあったのでしょうか。

○公共施設マネジメント課長 こちらにつきましては、御遺言で亡くなられた後に遺言執行人の方から御寄付いただいて、その中では、現存の建物等土地ということで御寄付いただいた中で、埋設物とかそういったものは特にお話を聞いてはいません。ただし、これは売買をする段階で市の土地開発公社に委託し仕様書を作ってもらった中で、関係者から埋設物がないかということ聞き取りの中では聞いていて、その中では恐らくないだろうということで話は聞いていました。あったとしても浄化水槽、そういったものが、もしかしたらあるかもしれない、それから杭基礎がないという話だけ聞いていて、ほかには埋設物があるという話は聞いてはいません。

○委員長 よろしいですか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第10号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第 10 号和解及び損害賠償の額の決定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

### 議案第 11 号 市道路線の廃止及び認定について

○**委員長** 次に、議案第 11 号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**建設課長** それでは、議案関係資料 43 ページからの議案第 11 号市道路線の廃止及び認定についてお願いいたします。提案理由ですけれども、市道路線の廃止及び認定について、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要につきましては、3 路線を廃止し、新たに 8 路線を認定するものです。まず、廃止する路線ですけれども、郷原堅石東線、歯科大北線、歯科大東線の 3 路線です。場所につきましては 45 ページを御確認いただきたいと思っております。現在、こちら市のほうで交差点の改良工事を進めております新しい交差点名ですが、総合体育館北交差点周辺の道路です。これについては、今回の工事により、これまで変則だった交差点を解消したことに伴いまして、取付道路の付け替えなどもあり、今後の利用形態に合わせ、資料 46 ページのような形で認定し直すものです。したがって、3 路線の廃止とともに、43 ページ、郷原堅石東線、郷原堅石東下線、歯科大北線、44 ページ、歯科大北上線、歯科大東線、歯科大東上線の 6 路線を新たに認定するものです。

続いて、その下ですけれども、民間の開発事業に伴いまして認定する路線です。1 つ目は原新田宮東支線です。場所につきましては 47 ページを御覧いただきたいと思っております。広丘小学校の南側、原新田公民館のすぐ北になります。民間の開発事業で 3 区画の宅地造成がありまして、それに伴い築造された道路です。44 ページにありますとおり、延長 45 メートル、幅員 6 メートルについて認定するものです。その下、もう 1 路線、民間の開発事業に伴い認定する路線ですが、工業会館北支線です。場所につきましては 48 ページで御確認いただきたいと思っております。塩尻消防署の南側、工業会館のすぐ北になりますけれども、こちらも民間の開発事業で 11 区画の宅地造成がありまして、それに伴い築造された道路です。44 ページにありますとおり、延長 64 メートル、幅員については 6 メートルです。

以上が、市道路線の廃止及び認定についての説明になりますが、参考といたしまして、今回の認定によりまして、市道路線数は 5 路線増の 2,556 路線、総延長距離は 180 メートル増の 89 万 8,886 メートルになります。以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** 歯科大東の交差点ですが、これは結局どういう形になるのですか。

○**建設課長** まず 45 ページを御確認いただきたいと思うのですが、1 つ例を挙げさせていただきますと、3044 という今回廃止する路線があります。これまでは、この変則の五差路のような形で交差点形状があったのですけれども、46 ページを見ていただきますと、3588 という路線があります。この路線については、今回の交差点からは直接東西の道路に接せず、3587 という北へ伸びていく 1,019 メートルの路線があるのですけれども、その路線が交差点の手前で、南北の道に接続されて通行される。要するに五差路から四差路になって、今まで五差路だった部分は、手前で直角に交差するというような形状変更をしています。なので、3588 については一部車両規

制をかけて、交差点からは侵入できないような形での形状変更があります。説明は以上になります。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

ないようなので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 11 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 11 号市道路線の廃止及び認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました審査は全て終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

最後に、理事者側から挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 本日は、御提案申上げました議案について御審査を賜り、全ての議案に対しまして原案のとおりお認めいただきまして、誠にありがとうございました。また、議案第 9 号訴えの提起につきましては、契約の内容及びその運用、その後の管理、今後の対応、全てにつきまして詳細をきちんとまとめまして、再度御説明の機会を頂戴するというところで、不明の点おわびを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。以上です。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、12 月定例会総務産業常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 29 分 閉会

令和 5 年 12 月 14 日（木）

委員会条例第 29 条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務産業常任委員会委員長

小澤 彰一 印